

千葉県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年8月18日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団福医会 たなか内科クリニック	千葉県花見川区宮野木台2-5-33 ミキ医療モール1F	令和2年8月1日
医療法人社団明順会 瀬古眼科	千葉県美浜区高洲3-2-17	令和2年8月1日
(歯科)		
坂登歯科医院	千葉県稲毛区稲毛東2-10-17	令和2年8月1日
(薬局)		
田中薬局 都賀店	千葉県若葉区西都賀3-9-7 BS若葉ビル1階	令和2年8月1日
(訪問看護)		
みやのぎ訪問看護ステーション	千葉県花見川区宮野木台1-5-12	令和2年8月1日
セコム千葉訪問看護ステーション	千葉県稲毛区稲毛東3-4-16 石橋ビル2階	令和2年8月1日